

## 被災者の府営住宅等への入居期間の延長について

平成23年10月20日  
京都府災害支援対策本部  
(075-414-5924)

東日本大震災による被災者の府営住宅等への入居期間について、下記のとおり最長2年間に延長しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 入居期間

改正前 1年以内

改正後 1年以内（特に事情がある場合は、最長2年以内まで延長）

#### 2 対象となる住宅

府営住宅、府職員住宅等、国家公務員宿舎（府借上）

※国家公務員宿舎（府借上）については、1年毎に国有財産使用許可の更新手続きが必要である。

#### 3 対象世帯数

151世帯（423人） 10月19日現在

#### 4 実施日

平成23年10月21日

既に入居されている方については、入居日に遡って適用